

議案第 5 3 号

沼田市福祉医療費支給に関する条例及び沼田市印鑑条例の一部を改正する条例
について

沼田市福祉医療費支給に関する条例及び沼田市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市福祉医療費支給に関する条例及び沼田市印鑑条例の一部を改正する条例
(沼田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市福祉医療費支給に関する条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「、「個人番号カード」を「「個人番号カード」に改め、「平成25年法律第27号」の次に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

9 この条例において「特定在留カード等」とは、番号利用法第18条の5第1項に規定する特定在留カード等をいう。

第6条第1項中「個人番号カード」の次に「若しくは特定在留カード等」を加える。

(沼田市印鑑条例の一部改正)

第2条 沼田市印鑑条例（昭和51年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「記録された個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。